

令和 5 年 11 月 6 日

堺市長 永藤 英機 様

堺市地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会

委員長 嶋津 岳士

意見書

地方独立行政法人堺市立病院機構 第 4 期 中期目標（案）について、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号。以下「法」という。）第 25 条第 3 項の規定に基づく堺市地方独立行政法人堺市立病院機構評価委員会の意見は下記のとおりである。

記

法第 25 条第 1 項の規定に基づく中期目標については、別添のとおりとすることが適当である。

以上